

果樹請負耕作の成立条件に関する研究

—りんご作を中心として—

八重樫 瑞郎*

目 次

| | |
|-----------------|----------------------|
| I 研究の目的と方法 | 3 新技術体系による規模拡大と地代形成力 |
| II 調査研究対象 | 4 請負耕作の発生要因と成立条件 |
| III 請負耕作事例の実態分析 | V まとめ |
| 1 八重畠⑤共同請負果樹園 | 1 請負耕作における契約条件の決め方 |
| 2 花巻市湯口鉛地区T農家 | 2 新技術体系による規模拡大と地代形成力 |
| 3 花巻市湯口橋本地区O農家 | VI 摘要 |
| IV 請負耕作の経営的考察 | 参考文献 |
| 1 請負耕作事例の特質総括 | 付表 |
| 2 果樹作の小作料とその理論化 | |

I 研究の目的と方法

岩手県におけるりんご作経営の展開は特に戦後のりんご需要の増大と価格上昇に支えられ急速に発展してきている。

すなわち、昭和36年施行の果樹農業振興特別措置法及び、昭和36年施行の農業基本法を背景とする選択的拡大作目として脚光をあび、本県においては広大な雑穀畠が集団的にりんご作へと転換されてきた。

またこれらの施策と併行して大きく変化してきたのは技術の進歩、革新である。その代表はなんといっても共同防除方式であり、革新的防除手段としての共同防除施設である。

本県の場合、この防除施設も昭和29年の定置配管から昭和34年頃よりスピード・スプレーヤーが採用されその防除効果、能率、経済性は従来の動力、人力噴霧機にまさる方式であり、流通上の品質向上、標準化の要請に適合し、りんご作経営改善に果たした役割は大きかったのである。

しかし昭和35年以降の日本経済の高度成長は、労働市場を拡大し、農業労働力を他産業に吸収して、農村の兼業化傾向を著しくしている。

他方貿易の自由化にともなう外国産果実、中でも昭和38年から自由化されたバナナの大幅輸入、国内青果物の生産増大、りんご産地間競争の激化など内生的および外生的諸条件の変化を反映して、本県りんご作経営は低迷状態にたたされ、りんご園の粗放管理や共同防除組合からの離脱によるりんご園の縮少、あるいは伐採による水田化などがみられてきている。

* 現 岩手県農務部農業改良課専門技術員

こうしたりんご作をめぐる条件の変化に対応し、散見されたのがりんご作全面請負耕作である。請負耕作に関する研究報告には松永氏¹⁾、内藤氏²⁾、酒井氏³⁾など貴重な業績があるが、いづれも多くの事例をもつ水稻作の実態分析が中心となっている。

その中で、このりんご作請負耕作研究との関連からその論旨に意を同じくするものは、松永氏の研究である。

すなわち、松永氏は請負耕作の定義を「他人の所有に属する耕地の耕作の一部あるいは全部を一定の契約にもとづいて耕作して収益をうること」とし、中国地方に発生した水稻の請負耕作の中から5事例をとらえ、請負者側の経営的意義と役割を明確にし、さらに実施組織のあり方、請負契約の諸方式について経営的側面から究明したものである。

ところで、りんご作におけるこの種の現象は、稻作のような1年性作物と異なり、生産物価格も投機的であり、現在のところ極めて特殊な事情で発生した数事例にしかすぎない。

したがって、請負耕作の動機も、稻作などにみられる規模拡大志向（自作擬制手段）の一側面をもちながら、他方では大型施設を中心に形成された共同防除組織と云う機能集団の現状規模を保持し、防除の経済的負担の相対的低下をねらうという共同体存続の側面をもっているのである。

そこでこの研究では、りんご園請負耕作方式が、個別経営の側面から所得拡大に貢献しうる経済性をもちうるものかどうか、を中心課題にし、この支点となる請負耕作の成立条件、特に果樹作の地代、果樹作の契約条件に力点をおき検討しようとしたものである。

以上のような問題意識のもとに、この課題に接近するため現在みられる3事例を対象に次のような検討手順をとった。

すなわち、1.請負耕作の実態分析を通じ、とくに発生動機と契約条件、請負の特質及び、経済性を明らかにしつつⅢ)、つぎにこの点をふまえて、2.りんご作の理論的小作料のあり方と、これに関連する現行りんご作請負の限界を吟味し(IV-2)、3.りんご作新技術体系による規模拡大、地代形成力の可能性と(IV-3)、4.請負耕作の発生要因及び成立条件(IV-4)について検討したものである。

しかし、この研究報告は3事例を中心とし、しかもりんご作という特殊作目を対象としているので、今後この種の展開の見通しなどあわせて検討の深化を必要とする点を数多く残している。

これらについては他日を期したい。

この研究を進めるに際しては種々ご指導、ご協力をいたいた佐藤宏三前経営部長（現 岩手県農政課々長補佐）、鈴木泰輔現経営部長、並びに現地調査に際しては、厚意あるご協力を賜った石鳥谷町八重畠⑦共同請負果樹園、花巻市湯口T農家、同O農家の方々にここに明記し、深謝の意を表する次第である。

なお、この研究は当経営部長岡正道技師の現地調査の協力と、研究に対する有益な助言を得て遂行したものであり、改めて感謝の意を表わすものである。

II 調査研究対象

- 1 稚貫郡石鳥谷町八重畠 ⑦共同請負果樹園
- 2 花巻市湯口鉛 T農家
- 3 花巻市湯口橋本 O農家

1) 松永俊雄 請負耕作の諸方式と経営的意義
2) 内藤昌三 請負耕作に関する考察
3) 酒井惇一 請負耕作に関する一考察

III 請負耕作事例の実態分析

1 八重畠⑦共同請負果樹園

1) 地区の概況

共同請負果樹園のある大明神地区は稗貫郡石鳥谷町八重畠で、旧八重畠村のほぼ中央に位置し、稗貫貫川と北上山系との間に開けた地域で、河川の下段は沖積層の水田地帯、上段は洪積層の畠地帯となっている。

この畠作地帯は従来雑穀作をしていたが、昭和初期に商品作であるりんご作に転換され、その後りんご景気を背景に拡大発展してきたのである。

また商品作であるりんごはその生産物の販売が雑穀類と異なり臨機応変が要請されることから、地区ごとに小出荷組合が組織され中央及び地方業者に直接出荷する方式をとってきた。

しかし、りんごの産地間競争が激化してくるにしたがって個別防除に依存しているこの地区のりんごは品質差がみられ、安値傾向を示したため、昭和31年22戸11.0haによる大明神共同防除組合を発足させ、定置配管式を施設した。

この結果従来に比し散布労働の軽減は勿論のこと防除も徹底し、生産物の品質も向上したのである。

昭和39年には農業構造改善事業の指定を機会に周辺の3戸を加え25戸、15.62haに大型スピードスプレーヤーを導入し、りんご作にウエイトの高いりんご・水稻の複合経営を展開してきている。

2) 設立の背景と動機

以上のように共同請負果樹園の存在する大明神地区は、りんご栽培の歴史が古く、生産技術、販売技術でもこの地方のトップレベルに位し、指導的役割を果たしている。

こゝでの請負耕作の発生要因は西日本の水稻地帯にみられるような経済の急速な発展による農業労働力の吸収と、一方土地所有権の規則からくる土地もち兼業化の深化によるものと異なり特殊な発生要因をもっている。

すなわち、昭和39年1月この大明神共防の代表的りんご作農家であったF₀農家が従来兼業してきた青果物商を専業として拡大するためりんご園1.4haを整理処分することを考えていた。

しかし大明神共防規模の約10%に該当する果樹園が廃園になることは、その後の機械償却費、修理費負担等の共防運営にもかかわる問題であることから、共防運営者、農協、F₀農家で協議した結果、

- a 共防内に希望者があれば果樹園経営を一切委託する。
 - b その場合の条件設定には、農協が仲介役として参加し、事後の調整をする
- の2点を確認し、賃借条件は別に定めることにして希望者を募ったのである。

しかし大明神共防の1戸当平均耕地規模は水稻152a、りんご園74.6a、普通畠5aと、この地区としては規模が大きく、すでに自立経営農家及び期待農家の水準で、価格低迷のりんご作を積極的に借地経営しようとする動きは微弱なもので、請負に関しては買手市場であった。

それゆえ、F₀農家の親戚でありしかも対象園地に隣接している4戸が共同請負方式による経営にふみきったのである。

この場合の直接的動機は、

- a 全体としては、共防運営の円滑化
 - b 個別経営としては、未利用労働の所得化、
- の2点に集約される。

こうして昭和39年1月、とりあえず運転資金としてF₁農家が10万円を出し、⑦共同果樹園

の名称のもとに発足したのである。

3) 請負の実態

a 組織及び実施方法

この共同請負果樹園の組織体は第1表に示す4農家によって構成され、その組織設立にあたっては農協の指導のもとに委託者と受託者の間に契約書がとりかわしている。

その契約は6事項からなり、概略次のとおりである。

- a) 契約期間：7ヶ年とすること（昭和39.2.1～46.1.31）
- b) 小作徴収：一切請求しないが、1.40 ha分の固定資産税は受託者負担とする。
- c) 経費負担区分：1.40 haの経営権は受託者にあること、したがって経費は受託者負担。
- d) 樹木の改廃：耕作主体は請負者にあるが、一応委託者と協議する。
- e) 契約に関する紛争：農協が解決の斡旋をする。
- f) その他：他に必要な事項があれば両者、または農協との三者で協議する。

以上の契約内容が示すように委託者は園地の耕作、経営権を一切委託するものである。

一方この共同果樹園を運営するための組織は第1図に示すとおり4戸の経営主とその妻が各々役割をもち責任を分担しあっているが、実際にはF₀農家の血縁関係にあたるF₁農家が代表者となり経営の中心ともなっている、それゆえ組織運営に当っても、特に規定をもたず、共同果樹園が個別農家の隣接地という好条件のため、その都度打合せて作業をしている。

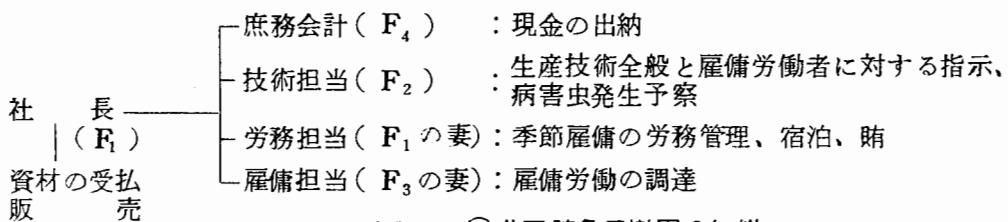
しかし、第1表の構成農家概要からも理解されるようにいづれも規模に対して労働力が不足し、各個別農家の稲作及びりんご作業を終了後に共同出役する場合が多く、粗放管理になりやすい。

ただこの共同果樹園を支える特殊条件として、委託者であるF₀農家の経営当時から（昭和26年頃）りんご作業と他作業の労働競合の最も著しい5月下旬～6月上旬にかけ青森県三戸地方から季節臨時雇を導入していた経緯があり、現在もその関係がつづいて、収量、品質確保に貢献している。

第1表 ⑤共同請負果樹園の構成農家

(昭43.4)

| 農家名 | 経営主年令 | 家族員数 | 農従者数 | | 経営規模 | | | 請負面積 | 組織の役職 | 共防の役職 | 兼業、後継者 |
|----------------|-------|------|------|---|------|-----|-----|------|-------------|--------|------------|
| | | | 男 | 女 | 水田 | りんご | 普通畠 | | | | |
| F ₁ | 51 | 3 | 1 | 1 | 114 | a | 5 | | 社長兼 労務管理 | 販売係 | 長女(20才)会社員 |
| F ₂ | 45 | 6 | 1 | 1 | 163 | 119 | 20 | a | 技術担当 | 生産係 | 長男(20才)会社員 |
| F ₃ | 57 | 6 | 1 | 2 | 210 | 80 | 10 | 140 | 雇傭担当 | オペレーター | 長男(34才)運転手 |
| F ₄ | 41 | 7 | 1 | 1 | 240 | 92 | 20 | | 会計 | 庶務会計 | 長男(20才)学生 |



第1図 ⑤共同請負果樹園の組織

第2表 ⑦共同請負園の品種構成

(単位:本・a・%)

| 年次 品種 | 39～41年 | | | 42年 | | | 備考 | |
|----------|--------|-------|------|------|-------|------|-------------------------------|--------|
| | 本数 | 面積 | 割合 | 本数 | 面積 | 割合 | | |
| 祝 | 13本 | 8 a | 6.3% | 13本 | 8 a | 6.1% | 樹 | 令 33年 |
| 旭 | 33 | 24 | 17.1 | 13 | 8 | 6.1 | 〃 | 37～38年 |
| 紅玉 | 60 | 41 | 29.2 | 60 | 39 | 27.9 | 〃 | 35～40年 |
| 国光 | 60 | 33 | 23.4 | 60 | 39 | 27.9 | 〃 | 26年 |
| デリ系 | 35 | 24 | 17.1 | 35 | 23 | 16.3 | 〃 | 26年 |
| ゴール | 10 | 7 | 4.9 | 10 | 7 | 4.5 | 〃 | 30年 |
| インド | 4 | 3 | 2.0 | 4 | 3 | 1.9 | 〃 | 30年 |
| むつ | — | — | — | 5 | 3 | 2.3 | 開田事業による廃園地から 5～6年木をゆずりうけ改植 | |
| ふじ | — | — | — | 15 | 10 | 7.0 | | |
| 計 | 215本 | 140 a | 100% | 215本 | 140 a | 100% | | |

註) 10 a 当 15.3本

b 請負の実施概要と経済性

請負園地⑦共同果樹園を構成している農家とその組織運営及びこれらをめぐる条件については前項でみたが、この項では以上のような条件の中での個別経営展開と共同果樹園運営とが相互にどう対応しているか、またその結果としての経済収支はどうなっているかを検討してみよう。

まず、個別経営と共同果樹園の関連について構成農家の中庸である F_2 農家を事例に内容を分析してみる。

a) F_2 農家の経営構造

F_2 農家の経営をみると第3表に示したごとく、家族6人のうち農従者2人、長男は農産種苗会社に通勤しているが、農繁期には若干の手伝いは期待可能である。

経営規模は水田163 a、りんご119 a(成園100 a)、普通畑20 a、和牛2頭(肉用育成牛、年間4頭)の水田、りんご作複合経営である。

特にりんごは昭和5年から栽培し、初め35 aのものが昭和23年には20 a、昭和25年には45 a、昭和38年19 aの増植をはかり現在4ヶ所に分散している。

農従者1人当の負担面積をみると水田82 a、りんご50 aで大きく、水田、りんご作経営特有の5～6月、及び9～10月の二農繁期を形成し、労働競合が著しいことから稻作では早生種にウエイトをおき、耕起、代播も60%程度賃耕に依存している。

第3表 受託農家(F_2)の経営構造と技術内容

| 経営規模 | | 栽培技術内容 | | |
|------|--|---|---|--|
| 家族員 | { 男 3人 女 3人 | 稲作栽培体系 耕耘機一手植一手刈り一自脱機 苗代様式：保温折衷苗代 品種：早生 60%、中性 40% | りんご栽培体系 大型SSのほか手労働 有袋：インド、ゴール、国光 品種構成 | |
| 農従者 | { 男 1人 女 1人 | 昭和43年9月 自脱型コンバイン } 共同 生穀乾燥機導入 | 紅玉 32.0 a 32.0% 国光 31.0 31.0 デリ系 19.0 19.0 ゴール 4.4 4.4 祝 3.3 3.3 旭 2.2 2.2 インド 2.2 2.2 その他 5.9 5.9 | |
| 補助者 | 男 2人 | | 計 100.0 a 100.0% | |
| 耕地 | 水田 163 a りんご 119 a (成木 100a) 普通畑 20 a | | | |
| 家畜 | 和牛(肉用育成牛 4頭) | | | |
| 施設 | 農機具 稲作用一式 トラック 1台 作業場 12坪 貯蔵庫 9坪 | | | |

また労働調整対策から共同田植と雇傭労働導入とを併行し、水田作業を短期間で終了してからりんご作業に取りかかる方式で、この場合は自家労働中心になっている。

ただ秋の水田作業は共同化されず、労働競合がさけられなかつたが、昭和43年秋にはF₂、F₄農家を含む4戸で自脱型コンバインを導入しこの競合解消にとりくんでいる。

また、りんご作業は畑作業であるため5月～6月の摘花(果)、袋かけ、9～10月の着色管理及び収穫には補助労働者も稼働するので競合軽減に役立っている。

第4表 F₂ 農家の労働配分

(昭42:単位人)

| 農繁期 | 月 | 水稲 163a | | | りんご 119a(成木 100a) | | | 水稻+りんご | | | 共同請負出役 |
|--------|----|---------|------|-------|-------------------|-------|-------|--------|-------|-------|--------|
| | | 自家 | 雇傭 | 計 | 自家 | 雇傭 | 計 | 自家 | 雇傭 | 計 | |
| 春 | 4 | 12.0 | 7.5 | 19.5 | 22.0 | 5.0 | 27.0 | 34.0 | 12.5 | 46.5 | 5.9 |
| | 5 | 50.2 | 31.0 | 81.2 | 29.0 | 0 | 29.0 | 79.2 | 31.0 | 110.2 | — |
| | 6 | 11.9 | 3.7 | 15.6 | 62.8 | 18.5 | 81.3 | 74.7 | 22.2 | 96.9 | 0.8 |
| 秋 | 9 | 19.5 | 19.0 | 38.5 | 64.4 | 9.0 | 73.4 | 83.9 | 28.0 | 111.9 | 2.3 |
| | 10 | 22.0 | 15.0 | 37.0 | 76.0 | 17.5 | 93.5 | 98.0 | 32.5 | 130.5 | 6.5 |
| | 11 | 14.0 | 4.0 | 18.0 | 37.0 | 2.0 | 39.0 | 51.0 | 6.0 | 57.0 | 10.4 |
| その他の時期 | | 11.7 | 7.5 | 19.2 | 125.4 | 53.8 | 179.2 | 137.1 | 61.3 | 198.4 | 20.9 |
| 合計 | | 141.3 | 87.7 | 229.0 | 416.6 | 105.8 | 522.4 | 557.9 | 193.5 | 751.4 | 46.8 |

このように経営者は経営上からの創意工夫をしつつ、技術的側面からすれば、りんご作は手労働中心でしかも多労的性格をもつため労働1人当負担面積は20～30aが限界とされているが、この農家ではりんご作技術が極めて高い段階で樹型、主技、亜主技配置がよく照射も充分など労働節約可能な素地を整え、規模拡大を可能としている。

b) 共同請負園地の出役

以上、個別経営の内容をF₂農家についてみたが、この種の複合経営は宿命的に春、秋季に完全な労働競合となるため管理作業が不完全になり、りんごの品質、適期収穫の確保に大きな障害となっている。

しかし最近水田の機械化による労働節約と早期田植によって労働調達が緩和され、りんご作業が5月29日頃から着手が可能となっているが、りんご作技術は全体的に旧態依然としたもので、共同請負農家の出役を困難にしている。

第5表はそれを示したもので、5月には全く出役していない。

したがって適期作業が確保されがたく収量、品質しいては販売価格を不安定にする遠因ともなる。

ただ、前述のように、5月下旬には10～14日青森県三戸地方から数人の季節臨時雇が調達されているので、からうじて生産を継続しているのである。

このように、水田、りんご作地帯でのりんご作規模拡大の条件は、当面水稻作省力化の可能性及び、りんご作技術水準の高度化(主として手労働の節約化)の可能性、さらにこれを運営する農家の経営力にかかっている。

第5表 農家別共同請負園地出役

(昭42:単位人)

| 月区別 | F ₁ | F ₂ | F ₃ | F ₄ | 普雇 | 季雇 | 合計 |
|-----|----------------|----------------|----------------|----------------|------|------|-------|
| 1 | — | — | — | — | — | — | — |
| 2 | 3.7 | 3.7 | 3.4 | 2.0 | — | — | 12.8 |
| 3 | 3.5 | 4.0 | 4.5 | 4.2 | 4.5 | — | 20.7 |
| 4 | 6.5 | 5.9 | 5.0 | 5.7 | 2.0 | — | 25.1 |
| 5 | — | — | — | — | — | — | — |
| 6 | 0.8 | 0.8 | 0.8 | 0.8 | — | 44.0 | 47.2 |
| 7 | 9.0 | 9.5 | 10.5 | 7.5 | 6.5 | — | 43.0 |
| 8 | 3.6 | 3.7 | 3.6 | 2.9 | 1.0 | — | 14.8 |
| 9 | 2.9 | 2.3 | 2.9 | 1.1 | 1.0 | — | 10.2 |
| 10 | 6.5 | 6.5 | 10.5 | 3.3 | 5.5 | — | 32.3 |
| 11 | 11.0 | 10.4 | 12.0 | 6.4 | — | — | 39.8 |
| 12 | — | — | — | — | — | — | — |
| 計 | 47.5 | 46.8 | 53.2 | 33.9 | 20.5 | 44.0 | 245.9 |

註) 10a当投下労働量: 19.4人

c) 共同請負果樹園の経済収支

以上個別経営と共同請負園地との関連をみてきたが、既述のごとく構成農家の個別規模も大きく、一般的請負形態及びその目的とは若干意を異にするが、その経済性を高め利益配分を向上しようとする狙いには変りない。

しかし、りんごは他作物よりも自然的災害をうけやすく、収量、品質などが影響されかつ嗜好変化による品種別販売価格や販売方法による収益性の変化など流動的である。

したがって、第6表の2に示す経済収支でも年次間差異がみられる。

第6表の1 ⑦共同果樹園の収量と販売単価
(単位:箱 18 Kg、円)

| 品種 | 3 9 | | 4 0 | | 4 1 | | 4 2 | | 4 3 | |
|-----|-------|-----|-------|-----|-------|-----|-------|-----|-------|-----|
| | 箱数 | 単価 |
| 祝 | 120 | 463 | 85 | 530 | 70 | 522 | 75 | 433 | 92 | 700 |
| 旭 | 343 | 462 | 283 | 528 | 243 | 275 | 85 | 454 | 136 | 750 |
| 紅玉 | 450 | 417 | 805 | 375 | 700 | 299 | 720 | 397 | 832 | 300 |
| スター | 200 | 843 | 230 | 904 | 210 | 778 | 208 | 663 | 318 | 753 |
| インド | 35 | 429 | 40 | 540 | 36 | 606 | 40 | 600 | 59 | 700 |
| 国光 | 80 | 392 | 200 | 514 | 163 | 471 | 220 | 568 | 324 | 400 |
| ゴール | 50 | 610 | 75 | 819 | 50 | 744 | 50 | 750 | 66 | 508 |
| 合計 | 1,278 | | 1,718 | | 1,472 | | 1,398 | | 1,827 | |

註) 品種別販売額を販売箱数で除して算定、作表した。

第6表の2 ⑦共同果樹園収支
(単位:円)

| 品種 | | 年次 | 3 9 | 4 0 | 4 1 | 4 2 | 4 3 |
|--------------------|-------|-------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 粗 収 入 (円) | 祝 | | 55,514 | 45,059 | 36,512 | 32,438 | 64,400 |
| | 旭 | | 158,317 | 149,442 | 66,927 | 38,600 | 102,000 |
| | 紅玉 | | 187,426 | 301,787 | 209,216 | 286,024 | 249,600 |
| | デリ系 | | 168,500 | 207,840 | 163,480 | 137,850 | 239,600 |
| | ゴーネル | | 30,500 | 61,445 | 37,000 | 37,500 | 33,500 |
| | イング | | 15,000 | 21,600 | 21,800 | 15,000 | 39,500 |
| | 国光 | | 31,133 | 102,840 | 76,700 | 125,000 | 129,600 |
| | 合計(A) | | 646,390 | 890,013 | 611,635 | 672,412 | 858,200 |
| 経 常 (円) | 償却費 | 農機具建物 | 22,778 | 31,125 | 46,020 | 30,424 | 29,360 |
| | 共防費 | 薬剤費 | | 92,783 | 91,090 | 126,890 | |
| | | 労務費 | 118,274 | | 20,800 | 20,097 | 156,711 |
| | | 燃料費 | | | 9,030 | 6,308 | |
| | | 修理費 | | 46,720 | 14,500 | 14,500 | 13,560 |
| 費 (円) | 肥料費 | | 90,903 | 88,380 | 93,762 | 62,000 | 61,500 |
| | 諸材料費 | | — | — | — | — | — |
| | 小農具費 | | — | — | — | — | — |
| | 特殊薬剤費 | | — | 2,920 | — | 1,594 | 5,777 |
| | 雇傭労賃 | | 79,200 | 114,400 | 107,310 | 105,000 | 158,100 |
| | 慰労費 | | 10,000 | 10,000 | 10,000 | 7,000 | 10,000 |
| | 役員報酬 | | 17,000 | 17,000 | 17,700 | 23,000 | 23,000 |
| | 租税公課 | | — | — | 19,268 | 29,744 | 29,744 |
| | 木箱代 | | — | 21,000 | — | — | — |
| | 婦人部手当 | | — | — | 5,000 | — | 5,000 |
| | 納舎購入 | | — | 45,000 | — | — | — |

216 果樹請負耕作の成立条件に関する研究

| | | | | | |
|----------------|------------|---------|---------|---------|---------|
| 草刈機購入 | — | — | — | 40,000 | — |
| その他の | 105,600 | 4,560 | — | — | 6,000 |
| 出役労働費 | 165,000 | 182,400 | 168,800 | 173,500 | 209,300 |
| 合計(B) | 608,755 | 656,288 | 603,280 | 640,057 | 708,052 |
| 収益(A-B) | 37,635 | 233,725 | 8,355 | 32,355 | 150,148 |
| 備考 共同出役労働単価 | 1日当 800 | 800 | 900 | 1,000 | 1,300 |

- 註) 1. 昭39年～昭43年の共同果樹園収支より作成した。
 2. 成園費、資本利子などは費用として見積られていない。
 3. 昭39年経営費のうちその他105,600円の支出はF₁農家からの借入金の返済で利子も含んでいる。

まず収量推移であるが、前掲第2表に示した品種構成から漸次変化しているので、平面的比較はそれほどの意味をもたないが、労働投下が充実していた40年(4～10月毎日1人)が収量、品質とも安定し、粗収入も高水準に引きあがっている。

しかしその後旭20本を伐採し、ふじ、むつに更新したため収量減となった。

また粗収益の大小に関する販売については12月末までに商人及び宮城県の中小市場に出荷される年内販売で、個別農家が行っている年内、年越し出荷の販売単価より安値である。

これは共同果樹園から生産されるりんごの貯蔵施設もなく、また個別農家の生産物処理もあるゆえ年内販売に集中しているからである。

一方支出は、防除施設償却費、共防費用、肥料、雇傭労賃等でその収支会計は単年度ごとに処理され、39年には共同出役労賃1日当り800円を支払っても37,635円の黒字、同様に40年も800円の出役者労賃として233,725円、41年には900円で8,355円、42年は1,000円で32,355円、43年は1日当1,300円として精算したが、150,148円の各々黒字となっている。

この間には慰労費や婦人部手当、役員報酬の引き上げなど内容的に改善をはかってきた。

これを昭和42～43年における個別農家の労賃収入面からみると、第7表のように51,400円～83,200円、56,810円～28,600円の収入金額で多いものでないが、個別経営内部の労働調整によって得た所得であり、また婦人にとっては、かってなかった労働の貴重さを認識したと云う側面で意義がある。

第7表 年次別農家別労賃収入
(単位:上段は人、下段は円)

| 農家名 年次 | 39 | 40 | 41 | 42 | 43 |
|----------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| F ₁ | 31.3人 25,000円 | 38.1人 30,500円 | 28.8人 25,900円 | 44.5人 44,500円 | 43.7人 56,810円 |
| F ₂ | 31.3 25,000 | 27.5 22,000 | 27.2 24,500 | 44.4 44,400 | 46.6 60,580 |
| F ₃ | 37.5 30,000 | 36.9 29,500 | 33.8 30,450 | 51.4 51,400 | 48.7 63,310 |
| F ₄ | 25.0 20,000 | 24.8 19,800 | 21.6 19,450 | 33.2 33,200 | 22.0 28,600 |
| F ₀ | 81.2 65,000 | 100.7 80,600 | 76.1 68,500 | — | — |
| 合計 | 206.3 165,000 | 228.0 182,400 | 187.5 168,800 | 173.5 173,500 | 161.0 209,300 |
| 備考 | 1日当労賃800 | 800 | 900 | 1,000 | 1,300 |

- 註) 昭42年の出役日数が第5表と一致しないのは早朝作業で一部賃金評価しないものがあったためである。

4) 特質と問題点

この請負耕作の特徴は次の諸点をあげることができよう。

a 委託者 F₀ 農家が商業に転業するに際し、1.4 ha のりんご園の処分をめぐって個別と共同防除運営とが複雑に交錯し共防運営面から全体の問題として検討されたこと。

b そして大明神共防 15.62 ha を縮少せず維持するため、1.4 ha ものいわば大規模りんご園の分割をさけ、4 戸の共同請負耕作にしたこと。

c しかも共同請負参加の 4 戸はいずれもりんご作技術水準も高いが、他部門との関連から労働調整に重点をおいた経営展開をしていること。

などの特質をもっている。

このうちで大明神共防は、SS 1 台当たりとして 15.62 ha を共防範囲としているが、この約 10 % を所有する F₀ 農家の離脱問題は単位当共防費用を高いものとし、(1.4 ha 減少による費用増加分は年償還金で 10 a 当り 211 円、昭和 43 年修理費で 125 円、その他運営費など割高となる) 組合員に動搖を与えるもので、これをさける方法として請負耕作が考えられたのである。

したがってこの限りでは委託者に主導権があつて要求地代額(要求小作料) が高水準になるであろうが、委託者も SS 導入時の指導者であり施設償還金の返済義務があること、りんご価格が低迷していること、新職業(商業)に対する共防組合員の協力要請などがあることから、地代収入は第二義的とし、実質的にはりんご園の土地財産管理的請負の性格をもつことになったのである。

したがって問題点としては、第 6 表の経済収支では若干の黒字を計上し得たが、これは償却費及び資本利子を費用見積りしない会計処理であって、理論的小作料の側面からの吟味をし、小作料支払の可能性について再検討する必要がある。

2 花巻市湯口鉛地区 T 農家

1) 地区の概況と請負発生の背景

花巻市湯口の鉛地区は、花巻市街より西方 12 Km の地点で、奥羽山系の山あいを流れる豊沢川に沿って開けた部落である。

この鉛地区はりんご作の集団地はもたないが、部落東方に位置する橋本、松倉共防に刺戟され、小面積ながら収量及び品質の向上にとりくんでいる。

またこの地区は鉛温泉郷を形成し、観光開発途上にあること、花巻市街にも交通至便な地点であること、地元に営林署の山林労働の場が開かれているなど、地域をめぐる農外労働市場が拡大され、基幹的農業従事者が年々減少してきている。

こうして兼業農家が急増し土地もち兼業化傾向を示している。

ここで取りあげた事例は以上のような社会的条件を背景に発生したものである。

2) 設立の動機

上述のごとく同地区の農業は一般的には兼業化傾向を強めているが、その兼業内容は恒常的安定兼業でなく水田及び畠地を委託する段階には達していない。

まづ、請負耕作事例の発生要因をみると、委託者の F 商業兼業農家と請負者 T 農家との関係は昭和 30 年からのりんご作業の賃雇傭以来で、これが昭和 35 年にはりんごの作業委託にまで発展したのである。委託者は普通畠 20 a 、りんご園 30 a を所有し、商業兼業であったが家族員の就職転出、独立などで稼働力が低下し、家業の商業に専念しなければならず、その結果現在の請負者 T 農家にりんご作業一切を委託したものである。

しかし、りんご価格は低迷で、雇傭形態である作業委託では赤字の累積で、委託者、T 農家、農協の三者協議のもとに請負耕作に転換したのである。

一方受託者の T 農家をみると、戦後の開拓入植で、50 a の普通畠を所有するだけの不安定兼業農家

である。

すなわち経営主は夏季は営林署の山林労務者として、妻は温泉及び地区農家の日雇として稼働し、冬季は原木購入による製炭、温泉日雇などである。

こうした中で、りんご作業の労務委託を受けていたので、りんご栽培に興味をもってきた段階であること、また安定収入への願望からT農家では30aのりんご園を請負耕作することにしたのである。

3) 請負耕作の実態

a 請負の実施方法

前項で述べたように委託者は商業を主とし、普通畑（自家野菜畑）、りんご作を営んでいたが、特にりんご作経営の狙いは自家園から生産されたりんごを貯蔵しながら店舗販売すること及び親戚にあたる温泉旅館への販売を目的としていたのである。

したがってこの方式は今後も継続したいとし、農協が仲介して作成された請負耕作の契約条件にも挿入されている、すなわち

a) 請負期間は3ヶ年とする。

b) 請負期間中は耕作権は一切受託者に存するが、間伐、品種更新のための接木するなどの場合は協議の上実施する。

c) 請負小作料は10a当5,000円とし、現物で支払うものとする。

以上の3項目が骨子となっているが、好条件として従来この園地で利用していた定置式防除施設（発動機、動力噴霧機）は無償で貸与されることになった。

まづ請負期間についてはとくに意味をもたないが、永年性作物であることから最低年限を示したもので、それゆえ委託、受託農家とも3ヶ年経過すれば再契約もありうるものとしている。

また間伐や品種更新のように永年作物そのものを直接処理するものについては委託者に協議を申入れことになっているが、これは品種更新、間伐に対して大きく規制することは固定的永年作物に対して流動的条件を欠くもので、この請負の存続に大きく影響し、今日的に必要だとするものである。

一方小作料については、りんご作が低迷状態であることや、委託者が安定した商業経営で、土地は財産とみていることなどから10a当5,000円と決定したのである。

この支払についても、生産物の現物支払とし、その時期の市場相場を勘案しながら翌春までに請算する方法をとっている。

b 請負の経済収支

昭和42年度の経済収支は第8表に示したとおり結果としては69,558円の黒字を計上し得た（10a当23,186円）

これを1日当家族労働報酬としてみると927円で、この地区での婦人日雇労賃水準900円に均衡するもので、一応の成果と評価される。

第8表 T農家の経済収支

| | | | |
|---------|----------|---|---------|
| 粗 収 入 | | 防 除 費 | 21,965 |
| 品 種 | 箱 1箱当単価 | 減 価 償 却 費 | 938 |
| 旭 | 16 450円 | 雇 備 労 費 | 13,000 |
| 紅 玉 | 110 450 | 資 本 利 子 | 199 |
| デ リ 系 | 35 680 | 小 作 料 | 15,000 |
| イ ン ド | 28 620 | 合 計 (B) | 64,802円 |
| 国 光 | 49 500 | (A - B) | 69,558円 |
| エ 一 ケ ン | 24 550 | 1日当家族労働報酬 | 927円40銭 |
| 合 計 (A) | 134,360円 | | |
| 費 用 物 費 | 13,700 | 註) 1. 上表は昭和42年の実績メモから作 ら作成した。 2. 自家労働投下量75人 | |

4) 特質と問題点

この事例の場合は委託者は從来商業を經營し、りんご作は第二義的に經營していたが、家族労働力の減少と雇傭労働調達の困難から、昭和35年以降りんご作業一切を現在の請負者であるT農家に委託し、土地所有及び經營権を確保していたが、實際場面では經營権も充分發揮されず、また労賃水準の上昇から全面請負に段階的に転換したのである。

ここでの特質は請負タイプとしては土地財産管理的性格をもち、他方受託の請負者はりんご園の付加形態による規模拡大でなく、新規借地によって日雇労賃に代替するものとして請負耕作を採用したのである。

ただここでの問題は、要求小作料は普通畠なみの水準で第二義と考え、地価上り期待型であること、また小作料は現物支払い方式で、収穫時に見積相当量を支払い、その販売時相場で精算するもので、支払現物量の価格相場積算と小作料の差額については翌春2月頃に実施されている。

さいわい2ヶ年間は差額分を請負者が受領方にまわっているが、これは仮支払量の適、不適にかかるものであるし、商品性格の強いりんご作では、市況情報収集、得意先き販売など、生産技術以外の經營者能力の發揮によってその可能性が大きいことから、この事例の方式は主従の性格が強いと考えられる。

また品種構成では紅玉が50%で主体をなし樹型、樹勢も多収タイプに欠陥しているので当面は受託者の技術的裁量が充分發揮される契約条件、すなわち契約年限の延長、品種更新等により、請負耕作のねらいとした1日当労働報酬が地域労賃水準を上廻るものに接近する必要がある。

3 花巻市湯口橋本地区 O農家

1) 地区の概況と請負発生の背景

花巻市湯口橋本地区は花巻市街より鉛地区に通じる中山街道に沿って開けた集落で、花巻より6km、旧湯口村のほぼ中央に位置している。

地形及び土性は地区西方に奥羽山系を背負い、東西に流れる農沢川に沿って段丘状をなし、下段は沖積土壌の水田地帯、上段は洪積土壌でりんご園、及び雑穀畠地帯になっている。

したがってこの地区は水稻、りんご作の複合經營タイプが支配的で、特に請負農家の有する橋本地区は水利条件にめぐまれず、昭和15年前後からりんごが植栽され、また戦後の25~30年には急速に増殖された。

このため未成園が成園化するにつれ、水稻作との労働競合が激しくなり個別經營による防除作業が困難となり、昭和33年同地区りんご作農家58戸が共同防除組合を設立し、農林漁業資金の導入により14.0haを対象とした定置配管式防除施設による共同防除が実施されたのである。

同時に共同集荷兼選果場も完成し、これらの施設を中心に共同出荷活動ももりあがってきた。

以上のように、この段階では一応共同化生産体制が整備されたのであるが、この橋本を含む湯口地域は、商工業の発展が急速な花巻、北上に隣接していて、しかも交通も至便であること、更に地区西方の既存温泉の観光開発の進展など、農外労働市場の拡大によって、農閑期の兼業から1年間を通じての年間兼業に移行がみられてきている。

すなわち、湯口農協の資料によれば、昭和35年の管内農業従事者は3,068人であったものが、昭和39年には2,291人と25.4%の減少をしているし、38年時点での専業農家割合が全体の36%あったものが、40年では27%と変化しているのである。

一方温泉を中心とする観光施設、保養所など福祉厚生施設の拡充による労働力の吸収、またこれらを中心に宅地造成など専業農家に動搖を与えていた。

このような農業労働事情に対処するため、昭和38年構造改善事業の指定を受け、同時に定置式防除施設を移動式に転換し、水田には大型トラクターを導入利用している。

2) 請負耕作の発生動機

以上のような地区の一般的条件の中で、43年3月にりんご園請負耕作が発生したのであるが、その契機は次のように要約できる。

すなわち、委託園地となっている23aは昭和42年秋に買賣された園地で、買主のS農家は水田60a、普通畠30a（うちたばこ11a）りんご25aを所有するこの地区の中層農家であるが、家族の兼業異動などで農従者が減少し、現在の規模で限界一杯であること、またこの農家はりんご作技術よりも、たばこ栽培技術が優れ収益も高いことから、購入園地を請負に出したいと共防の現在規模16.41haからすれば請負対象の23aは僅少面積ではあるが、園地の樹令が20年前後であること及び共防の現状規模を確保するという立場から、この共防の幹部であるO農家がこれを請負うことになったのである。

O農家の請負耕作に対する動機は、第9表の経営概要にみるとおり、経営主は48才で、他農家にみられるような臨時日雇による農外兼業よりも、身につけたりんご作技術を生かし、生産物は冬期間から翌春にかけて販売することによって農外収入に見合う収益が可能と判断したからである。

第9表 O農家の経営構造と技術内容

| 経営規模 | | 栽培技術内容 |
|------|--|--------------------------------|
| 家族 | 男4人 女2人 | 稻作 耕耘機一手植一手刈り 苗代様式：全面畠苗代 |
| 農従者 | 男1人 女1人 | 品種：早生 60% 中生 40% |
| 補助者 | 男1人 | りんご作 大型SSのほか手労働 |
| 経営主 | 48才 | 有袋品種 インド、ゴール、国光 |
| 耕 地 | 水田 110a りんご(成木 55a) 普通畠 3a | 草生園 ラデノクローバー オーチャード |
| 家畜 | 乳牛(育成年2頭) | |
| 施 設 | 農機具稲作用一式 軽トラック 1台 作業場 41.25m ² 貯蔵庫 33.3 m ² | |

第10表 O農家の品種構成

(昭42 単位a、%)

| 品種 | 自作地 | | | 請負地 |
|-------|-------|--------|-----|-------|
| | 20年以上 | 割合 | 7年生 | |
| 紅玉 | 18.5a | 33.7% | | 15.7a |
| 国光 | 12.0 | 21.8 | | — |
| 祝 | 7.3 | 13.3 | | 1.3 |
| デリ系 | 8.6 | 15.6 | 10a | 2.0 |
| 旭 | 4.3 | 7.8 | | 2.0 |
| インド | 2.3 | 4.2 | | 0.7 |
| ゴールデン | 2.0 | 3.6 | | 1.3 |
| 計 | 55.0a | 100.0% | 10a | 23.0a |

註) 請負地は15~20年木。

3) 請負耕作の実態

a) 請負農家の概要

O農家の概要是第9表に示すとく自家労働力が2人で、水田110a、普通畠3a、りんご園65a（うち未成園10a）を所有し、また乳牛の育成を1頭飼育する専業農家である。

水田は2ヶ所に分散し、遠距離のところでも約800m、水利にめぐまれた条件をもち管理も容易である。

またりんご栽培は昭和9年17aを植栽し、昭和23年38a、昭和37年10aと増殖し、現在65aが2ヶ所に分散し、遠距離園地で約700mの地点である。

りんごの品種構成は第10表に示すとおり紅玉が全体の34%で主体をなし、次いで国光22%、（早生（祝、旭）21%、デリ系16%）となっている。

この農家の販売方法は、共同出荷と地元市場及び贈答用の個別販売で、早生収穫の8月下旬から翌春2日頃までの長期間販売によって有利性を確保している。

一方技術水準をみると水稻は早生のフジミノリを中心に、畠苗代一手植一手刈取りに重点をおき

10 a 当 580 Kg 程度の収量をあげている。

またりんご作の技術水準も高く、10 a 当 収量は紅玉で 4,500 Kg (250 箱) 、国光 2,970 Kg (165 箱) 程度で地区水準をはるかに上回っている。

b 請負の実施方法

ここでの請負耕作の発生要因は委託者は労働力 1~5 人で現状規模が限界であること、またこの購入りんご園を加えての経営運営、たとえば共同作業による作業の能率化及び技術水準と作業手順になお受け入れ体制が未確立であったことなどによるもので、恒常的安定兼業の深化までいたっていないが、一種の農地委託ないしは財産管理的委託である。

請負耕作の契約条件は相対口頭契約で、その内容は

a 請負期間は 1 ヶ年とし、その時点で更に両者間で協議し継続する。

b 請負小作料は 23 a 当で玄米 3 等 2 倍の現物支払いとする。

以上の 2 項目が契約条件であるが、a の請負期間 1 年の理由は、委託者の経営規模は前述のごとく、自家労働で限界に達し、購入りんご園 23 a の耕作は将来ほぼ不可能であり、また作目転換も困難であること、宅地化傾向も考えられるので短期契約となった。

b の小作水準の根拠は特に論理性をもっていないが、この地区の水田ヤミ小作料は 10 a 当 玄米 2 ~ 3 倍程度であり、また普通畑は 5,000 円内外で、これらを勘案し、りんごの場合は、10 a 当 玄米 1 倍見当としたものと考えられる。

以上の契約条件によって昭和 43 年 3 月より実施しているが、前述のとおり O 農家の労働 1 人当の負担面積は、水田 55 a 、りんご 33 a で特に労働集約的なりんご規模はこの地区として大きい。

ただこの農家は水田りんご作複合経営の特徴である労働競合を解消するため水稻は旱生種を主体とし、2 戸による共同田植と除草剤の利用によって水田作業を能率化し、りんご作業を 5 月 29 日頃より開始している。

一方りんご作業も、請負事例⑦共同果樹園と同様、栽培方式が少労働投下に照応しらる素地となっている。

第 11 表は請負耕作前後の労働配分実績であるが、昭和 42 年の雇傭労働導入は水稻で 28 人、りんご 8 人、また昭和 43 年は水稻 29 人、りんご 10 人で、自家労働を含めた全体労働量は水稻で 5% 、りんご 18% の増加をみただけで、これは共同作業及び労働節約的技術導入による効果とみられる。

第 11 表 O 農家の労働配分 (昭 42 : 単位人)

| 農繁期 | 月 | 水稻 110 a | | | りんご 55 a | | | 水稻 + りんご | | |
|-----|------|----------|------|-------|----------|-------|-------|----------|-------|-------|
| | | 自家 | 雇傭 | 計 | 自家 | 雇傭 | 計 | 自家 | 雇傭 | 計 |
| 季 | 4 | 28.0 | 1.5 | 29.5 | 7.0 | — | 7.0 | 35.0 | 1.5 | 36.5 |
| | 5 | 37.8 | 9.0 | 46.8 | 9.5 | — | 9.5 | 47.3 | 9.0 | 56.3 |
| | 6 | 19.5 | 9.0 | 28.5 | 36.5 | — | 36.5 | 56.0 | 11.0 | 67.0 |
| 季 | 9 | 22.0 | 7.0 | 29.0 | 15.5 | — | 15.5 | 87.5 | 7.0 | 44.5 |
| | 10 | 22.0 | 1.0 | 23.0 | 43.0 | — | 43.0 | 65.0 | 7.0 | 72.0 |
| | 11 | 10.8 | — | 10.8 | 36.3 | — | 36.3 | 47.1 | — | 47.1 |
| その他 | 21.1 | 0 | 21.1 | 120.7 | — | 120.7 | 141.8 | — | 141.8 | |
| 合 計 | | 161.2 | 27.5 | 188.7 | 268.5 | 8.0 | 276.5 | 429.7 | 35.5 | 465.2 |

(昭 43 : 単位人)

| 農繁期 | 月 | 水稻 110 a | | | りんご 78 a (借地含) | | | 水稻 + りんご | | |
|-----|---|----------|-----|------|------------------|-----|------|----------|-----|------|
| | | 自家 | 雇傭 | 計 | 自家 | 雇傭 | 計 | 自家 | 雇傭 | 計 |
| 季 | 4 | 22.8 | 0.5 | 23.3 | 20.9 | — | 20.9 | 43.7 | 0.5 | 44.2 |
| | 6 | 11.6 | 8.0 | 19.6 | 34.1 | 1.0 | 35.1 | 45.7 | 9.0 | 54.7 |

| | | | | | | | | | | |
|--------|-------|------|-------|-------|------|-------|-------|------|-------|------|
| 秋 | 9 | 13.4 | 9.8 | 23.2 | 17.2 | 2.0 | 19.2 | 30.6 | 11.8 | 42.4 |
| 季 | 10 | 29.4 | 5.4 | 34.8 | 43.5 | 5.2 | 48.7 | 72.9 | 10.6 | 83.5 |
| | 11 | 1.6 | — | 1.6 | 37.1 | 1.2 | 38.3 | 38.7 | 1.2 | 39.9 |
| その他の時期 | 36.6 | 0.4 | 37.0 | 122.7 | — | 122.7 | 159.3 | 0.4 | 159.7 | |
| 合 計 | 150.2 | 28.9 | 179.1 | 288.6 | 9.4 | 298.0 | 438.8 | 38.3 | 477.1 | |

3) 請負耕作の経済性

O農家の場合は、昭和43年1ヶ年の請負耕作であるがその経済収支は第12表に示すとおりである。

第12表 O農家の経済収支 (昭43:単位円)

| りんご面積 粗収入(A) | 自作地 55a 672,110円 | 請負地 23a 185,593円 | 合計 78a 857,703円 |
|-----------------|------------------------|------------------------|-----------------------|
| 費用 | | | |
| 物財費 | 68,735 | 28,510 | 97,245 |
| 防除費 | 74,024 | 24,992 | 99,016 |
| 減価償却費 | 35,098 | 14,679 | 49,777 |
| 雇傭労賃 | 8,813 | 3,687 | 12,500 |
| 小作料 | — | 16,396 | 16,391 |
| 租税公課 | 2,851 | — | 2,851 |
| 小計(B) | 189,521 | 88,264 | 277,780 |
| 所得 | | | |
| (A) - (B) | 482,589 | 97,329 | 579,923 |
| 1日当家族労働報酬 | 2,371 | 1,144 | 2,009 |
| 品種 | | | 1箱当価格 |
| 紅玉 | 570箱 | 270箱 | 380円 |
| 国光 | 173 | — | 548 |
| デリ系 | 165 | 30 | 1,069 |
| イシド | 34 | 14 | 1,018 |
| ゴールデン | 40 | 10 | 650 |
| 祝 | 103 | 17 | 683 |
| 旭 | 92 | 32 | 580 |

- 註) 1. 上表はO農家の農家日誌より作成したものである。
 2. りんごの1箱当販売単価は品種ごとに販売額を販売数量で除して算出したもので、自作地、請負地とも同価格とみた。
 3. 1日当家族労働報酬は、家族労働総投下量を自作地、請負地の成園面積割合で按分した労働量で、所得額(A-B)を除したもの、したがって正確には1日当家族労働所得である。

すなわち、りんご生産量と販売単価(一部見積り単価も含む)は表の下段にみるように高水準で、自作地、請負地の混合総生産量は1,550箱、粗収益857,703円(10a当109,961円)で、これに対して直接現金費用は277,780円(この場合の委託、受託両者の勘定では成園費、資本利子は見積っていない)で、その差引き所得額は579,923円を計上し得た。

しかしこれは自作地、請負地混合収支であってその内容を個別にみると自作地に対して請負地の生産性が低い。

その低さは自作地 10 a 当所得 87,743 円に対して請負地は 42,319 円で前者の 48 %に相当し、1 日当家族労働報酬も 2,371 円に対して 1,144 円で約 50 %に相当している。

このような生産性の相違をもたらす要因は、品種構成、樹令の相違に依拠するものであるが、相対的には請負園地の単位当収量水準の低位に主因があると考えられる。

4) 特質と問題点

この地区は未利用地も少なく、農業の拡大発展も困難なことから専業農家の通勤兼業が顕在化し、一方観光地を背景として公共用地、宅地化が一層この現象を進行させている。

この中で個人相対請負が発生したのであるが、委託者はりんご園を購入したもの、りんご作部門の規模拡大というより財産として確保し、地価上りを期待しているとみられる。

これに対して受託者のO農家は中規模の専業農家で、自立経営の目標所得を確保しているものの年々の生活水準の向上に対応するため農外収入に代替するいわゆる労賃型兼業代替的請負として技術的にも、経営的にも能力の發揮しうるりんご園の請負耕作を求めたとみてよい。

したがってここでの動機は労賃水準に相当する 1 日当労働報酬が問題であり、契約小作料を支払った請負者報酬分の範囲では、第 12 表にみたごとく 97,329 円の所得が追加された効果はあるが、農家勘定での 1 日当労働報酬は 1,144 円、自作地との混合では 2,009 円と自作地でカバーしたが、請負園地の場合は地区の日雇労賃 1,000 ~ 1,300 円を下廻る結果となった。

かくのごとき成果が長期にわたるとすれば、労働報酬部分を小作料支払いにまわすことになる。

このように経営成果は昭和 43 年が初年目で、管理の不十分な点もあったが、永年作物であるため樹型、樹勢の調整に 2 ~ 3 年を要し、その後に請負者の技量と能力が發揮され、正当な評価がなされるものと考えられる。

したがって、O農家のように契約年限が 1 ケ年ということは永年作物の場合問題があり、請負者をして不安定な立場にしている。

IV 請負耕作の経営的考察

1 請負耕作事例の特質総括

以上 3 事例について、その請負実態を個別に分析検討してきたが、その特質を総括し、次項からの考察を展開するため若干整理したい。

まず請負耕作の実施方法であるが、この分類は請負耕作が農民の英知によって自然発生的に出現したこともある多様であり、請負主体の性格、委託者と請負主体との結合関係などから複雑である。

こゝでは過去の研究報告¹⁾を参照し、分類してみると、事例 1 は集団請負の形態で、請け負わせ側は個別兼業農家であり、事例 2、3 はいづれも個別相対請負である。またこれらの 3 事例は、水稻作にみられる部分作業のいわゆる作業請負では（水稻の場合は作業請負から借地請負に移行するのが一般的）、永年性作物、自由市場販売という性格をもつため、いづれもりんごの栽培管理過程の全部を請負うもので、生産物は請負者側に帰属し、耕作権、経営権一切は自由裁量の全面請負形態である。

これを請け負わせ側からみると、からずしも高所得安定兼業農家ではないが、契約小作料（要求地代）でもみられるように土地財産管理的請負の性格が強い。

また請け負い側は等しくりんご作に期待し、労賃型兼業代替的請負いの性格をもつほか、共防組織の存続と云う共同化意識も動機となっている。

1) 松永俊雄：請負耕作の諸方式と経営的意義

ただ契約年限が1年のものから7年のものまであるが、土地財産管理的性格をもつため一般的に契約年限が短期的である。このため永年性作物の性格から技術的裁量が充分發揮しえず、一時的で経営の規模拡大に役立つ段階に至っていない。

またSS1台当規模確保面での経済効果を事例1の⑦共同請負果樹園の大明神共防についてみると、償還金で年間10a当211円、修理費125円の費用軽減効果をもつことになる。

一方請負耕作の経済収支では、契約小作料(要求地代)の範囲で1日当家族労働報酬をみると、事例1の⑦共同果樹園では、昭和42年1,232円、43年は2,232円でこの地区の年間一般労賃水準1,200～1,300円を若干上回り、事例2のT農家の場合も927円に対し、地区水準は900～1,200円、更に事例3のO農家でも1,144円、1,100～1,200円で、それぞれ地区水準にはほぼ均衡する労働報酬となつたが、これは農家勘定としての収支範囲で、しかも労賃水準が現状段階でのことで、これが上昇すれば、この関係はたちまち失うことになる。

2 果樹作の小作料とその理論化

(1) 小作料 まづりんご作の小作料は要求地代と請負耕作の組合せによる

まづりんご作の小作料を問題とする前に、現在散見されているこの地域の経営主部門である水稻の貸借型請負のヤミ小作料水準を花巻市近辺での聞きとりの範囲から推定すれば、10a当玄米2～3俵(3等米1俵8,198円)程度であり、普通畑の場合は事例は少ないがたばご畑用10a当たり5,000円～8,000円、自給そさい畑で4,000円～5,000円である。

そこでいまこれを単純に土地資本利子に擬制し、年利率6分で資本還元してみると水田10a当2.5俵として341,530円、また普通畑では5,000円として83,333円、たばご畑6,500円として108,333円となる。

この評価額を岩手県農業会議調査資料(昭和43年度)により同地区の土地評価額で比較してみると、水田10a当30万円～24万円、畑10a当15万円～8万円となっていて、作目ごとの経済収支の内容を捨象し、地代部分に限定して推定すれば水稻を除いてはほぼ適正地代と考えられる。

一方りんご作の場合は前述のごとく、要求小作料を若干上回る程度で、しかも農家の収支勘定によって1日当労働報酬をかろうじて確保しているにすぎない。

2) 理論化

本来的意味での地代(支払小作料)は「粗収益」($C+V$)を単式で求められるがこれを取りんごなど果樹作の場合はどう理解したらよいだろうか。

以上の関係式から委託者、請負者の収益配分関係を示したのが次の表であるが、この収益配分のあり方は、請負耕作成立によって極めて重要な問題である。この点を若干検討してみよう。

請負者及委託者配分

| 粗収益 | 請負者配分 | 委託者配分 | | | | | |
|----------------|---------------|---------|-------------|-----------|---------------|---------------|---------|
| 生産物及副産物量×価額(A) | 物財費機械施設償却費(B) | 資本利子(C) | 労働及び管理報酬(D) | 合計(B+C+D) | 地代(A)-(B)=(C) | 成園費及び育成費利子(E) | 合計(C+E) |
| | | | | | | | |

この中で問題となるのは、請負者配分の管理報酬及び委託者に配分される地代、成園費、育成費利子をめぐっての配分問題である。

まづ請負者の管理報酬についてであるが、これは作業請負にみるとおり経営主体の指揮命令による一般労務と異なり請負耕作の場合は請負者の自己裁量による部分が大きく、普通労賃の他に利子、さ

らにそれを上廻る管理報酬あるいは利潤が配分になるところにこの方式の経済的意味があるのであって請負者本来の受取分である。

一方委託者配分の地代、成園費、育成費利子(C+D)については、一般的に例えれば水稻のごとき単年性作物では、委託者配分はそのものが地代(C 小作料)であるが、果樹作の場合の対象果樹園は普通畠に樹木を所有した土地で、その地代の内容は普通畠部分と果樹育成費用に対する混合地代的性格をもっている。

したがって成園費と育成費利子は委託者にとっては受取分であるが、請負者側は生産費用に見積らなければならぬ性格を有し、その見積りの適、不適は請負者配分率を支配することになる。

そこで経済的評価の側面からみた果樹園の性格を明確にする必要があるが、果樹園は普通畠あるいは原野等に苗木を植栽し、これにかかる資本を投下して育成した樹木つき畠地であって、いわば普通畠ないしは原野なる土地資本に更に追加投資を行ったものと理解される。

しかし、こうして開園した果樹園も開園以降の資本投下及び管理作業の巧拙すなわちその育成経営者の技術水準の段階によって果樹園の価値(こゝでは樹木の樹型、枝の構成に伴う着果力と良品質生産条件をさし、その園地の生産力の評価の意味をいう)が異なり、収量(生産)水準に開差を生ずると考えられる。

したがって請負者が支払う成園費、育成費利子額はこの請負時点における果樹園の価値評価の上で決定するのが理論的であり、この価値評価は2~3年間の収量水準(理論的な収益構成は販売部分を除けば収量及び品質であるが、品質管理は経営者の判断による行動であるから便宜上収量水準に限定する)を指標とするのが当面妥当であろう。

以上の論理が可とすれば、その請負対象となる園地の品種構成、収量水準などを具体的かつ現実的にどう採用するかを検討しなければならない。

物量水準の把握方法は委託者及び受託者の当事者は勿論のこと、対象園地について熟知している共防技術班及び幹部、農協指導員、普及員などによる検見評価が適切であろう。

この検見法によって評価算出された対象園地の品種別収量水準は、果樹植栽以来の追加投資によつてもたらされた園地の価値指標値であり、この収量水準をさらにこの地区の品種別標準収量と対比して対象園地の比率を求めるのである。

一方地区標準値でありまたこの標準収量確保のためにいわゆる標準育成費が投下されたものと理解してこの標準育成費(当年度当成園費)を既に算出した対象園地の比率にスライドし、配分すべき成園費を算出するものである。

現実の請負対象園地は一般的に粗放管理園地になっているので、請負者の支払成園費は標準成園費を下廻るものと推定される。

3) 理論のあとづけ

以上のような考え方方に立脚し、請負事例1、3の経済収支を擬制計算してみよう。(事例2は農家の現行収支でからうじて収支相償う程度で擬制計算ではマイナスとなる)

まず、擬制計算に入る前提条件を示すと、事例1、3は前述のとおり、岩手県中部の水田、りんご作複合経営地帯で、自然立地、市場条件等も類似の地域である。

したがって品種別育成費用もまたこれをベースとする品種別樹令別標準収量もほぼ同水準とみてさしつかえない。

こゝでは岩手県農業共済組合連合会の果樹保険資料から同地帯の標準収量を指標とするし、また育成費については農林省永年性作物標準育成価調査(昭36)、農畜産業用固定資産評価標準(昭42)による育成費用をもちいる。(付表1~2)

第13表は標準値と請負園地の収量水準とを比較し、その比率を求めて成園費、同利子額を算定したもので、こゝでは全品種別、樹令別に算定しているが、こゝでは全品種別、樹令別に算定している

226 果樹請負耕作の成立条件に関する研究

が適用に当っては面積の多い順に3~4品種とし、他は品種別平均成園費を面積換算してもかなり適正成園費が得られるものと考える。

以上のような手順によって算定すると⑦共同果樹園の場合は成園費のみで、1.4 ha 当り合計135,535円(10 a当 9,681円)、O農家の場合は要求地代(16,396円)を含めて23 a当 39,644円(10 a当 17,236円)となる。

これらの数値を基礎に第6表、第12表を更に擬制計算したのが第14表~第15表で、これを検討すると次のようになる。

すなわち第14表の⑦共同果樹園の場合は、成園費十同利子が135,535円で、これは委託者に支払

第13表 標準収量、育成費と対象園地の対比 (10 a当)

| 項目 | | 品種名 | 紅玉 | 国光 | デリ系 | 旭 | 祝 | ゴール | インド |
|------------|---|--|---|---|---|--|--|--|-----|
| | 標準育成結果 | 169.3 t | 184.1 | 165.0 | 237.2 | 152.5 | 175.1 | 160.8 | |
| 標準 | 樹令 収量(A) 成園費 | 35円 3,461kg 6,270円 | 23 3,125 6,818 | 23 2,193 6,444 | 35 2,632 8,785 | 30 2,413 5,648 | 25 3,656 6,485 | 25 2,843 6,280 | |
| ⑦共同 請負費 | 面積 収量(B) 対比(B)/(A) 成園費 資本利子 | 41.0 a 3,060kg 88.4% 5,542円 4,489円 | 33.0 2,160 70.1 4,779 3,872 | 24.0 1,800 82.1 5,290 4,064 | 24.0 1,980 75.2 6,606 5,351 | 8.0 1,800 74.6 4,213 3,413 | 7.0 2,700 74.0 4,799 3,887 | 3.0 2,160 76.0 4,773 3,666 | |
| 標準 | 樹令 収量(C) 成園費 | 20円 3,423円 6,270円 | | 20 1,950 6,444 | 21 2,363 8,785 | 21 2,167 5,648 | 21 3,292 6,485 | 21 2,561 6,280 | |
| O農家 請負費 | 面積 収量(D) 対比(D)/(C) 成園費 資本利子 | 15.7 a 3,060円 89.3% 5,599円 4,535円 | | 2.0 1,710 87.7 5,651 4,341 | 1.3 1,980 83.8 4,219 5,963 | 1.3 1,620 74.7 4,604 3,417 | 0.7 2,340 71.0 4,854 3,729 | 23 1,980 77.3 4,604 3,729 | |

第14表 ⑦共同果樹園収支(擬制計算) (単位:円)

| 年次 | | 3 9 | 4 0 | 4 1 | 4 2 | 4 3 |
|-----------------|--|----------|----------|----------|----------|----------|
| 粗 収 入 合 計(A) | | 646,390円 | 890,013円 | 611,635円 | 672,412円 | 858,200円 |
| 比 例 費 | | | | | | |
| 肥料費 | | 90,903 | 88,380 | 93,762 | 62,000 | 61,500 |
| 共防費 | | 107,404 | 131,073 | 120,920 | 154,889 | 162,488 |
| 諸材料費 | | 3,000 | 7,000 | 7,000 | 7,000 | 7,000 |
| 小農具費 | | 4,734 | 4,734 | 4,734 | 4,734 | 4,734 |
| 雇労賃 | | 79,200 | 114,400 | 107,310 | 105,000 | 158,100 |
| 慰労費 | | 10,000 | 10,000 | 10,000 | 7,000 | 10,000 |
| 役員報酬 | | 17,000 | 17,000 | 17,700 | 23,000 | 23,000 |
| 租税公課 | | — | — | 19,268 | 29,744 | 29,744 |
| 小作物料 | | 135,535 | 135,535 | 135,535 | 135,535 | 135,535 |
| 返済金 | | 105,600 | — | — | — | — |
| 計(B) | | 553,376 | 508,122 | 516,229 | 528,902 | 592,101 |
| 機械費用 | | | | | | |
| 農機具償却 | | 22,778 | 31,125 | 46,020 | 30,424 | 29,360 |
| 建物償却 | | — | 13,200 | 13,200 | 13,200 | 13,200 |

| | | | | | |
|---------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| 修理費 計(C) | 10,870 33,648 | 11,350 55,675 | 14,500 73,720 | 14,500 58,124 | 13,560 56,120 |
| 資本利子(D) | 11,282 | 10,044 | 9,759 | 9,818 | 11,524 |
| 収益 [A - B] | 93,014 | 381,891 | 95,406 | 143,510 | 266,099 |
| [A-(B+C)] | 59,366 | 326,216 | 21,686 | 85,386 | 209,979 |
| [A-(B+C+D)] | 48,084 | 316,172 | 11,927 | 75,568 | 198,455 |
| 1日当労働報酬 | 384 | 2,612 | 107 | 435 | 1,232 |
| 共同出役支払労賃 | 800 | 800 | 900 | 1,000 | 1,300 |

- 註) 1. 上表は第6表の2を基礎に再計算したものである。
 2. 請負園10a当小作料の内訳は、成園費5,372円、同利子4,309円のみを計上している。
 3. 資本利子は投下資本の1/2額に年利率6分で計算

第15表 O農家の経済収支(擬制計算)
(昭43:単位円)

| | 自作地 | 請負地 | 合計 |
|---------------|----------|----------|----------|
| りんご面積 | 55a | 23a | 78a |
| 粗収入 合計(A) | 672,110円 | 185,593円 | 857,703円 |
| 比例費 | | | |
| 肥料費 | 31,180 | 8,150 | 39,330 |
| 共防費 | 74,024 | 24,990 | 99,014 |
| 諸材料費 | 30,258 | 17,843 | 48,101 |
| 小農具費 | 3,800 | 1,051 | 4,851 |
| 雇労賃 | 8,813 | 3,687 | 12,500 |
| 成園費 | 35,966 | — | 35,966 |
| 租税公課 | 2,851 | — | 2,851 |
| 小作料 計(B) | 186,892 | 95,365 | 282,257 |
| 機械費用 | | | |
| 農機具償却 | 31,268 | 13,076 | 44,344 |
| 建物償却 | 3,820 | 1,603 | 5,423 |
| 修理費 計(C) | 3,507 | 1,468 | 4,975 |
| 資本利子 | | | |
| 流動費 | 4,547 | 1,716 | 6,263 |
| 固定費 計(D) | 26,086 | — | 26,086 |
| 収益 [A - B] | 485,218 | 90,228 | 575,446 |
| [A-(B+C)] | 446,623 | 74,081 | 520,704 |
| [A-(B+C+D)] | 415,990 | 72,365 | 488,355 |
| 1日当家族労働報酬 | 1,914 | 1,014 | 1,692 |

- 註) 1. 上表は第12表を更に費目別に細分し、再計算したものである。
 2. 請負地23a分の小作料の内訳は、要求小作料16,396円
成園費12,879円、同利子10,369円である。
 3. 1日当家族労働報酬は[A-(B+C+D)]を家族労
働投下量で除したもの。

払小作料(成園費+同利子+地代)を控除し共同出役労賃を求めてみると、651円で、支払平均労賃960円の68%に相当し、通算5ヶ年平均労働報酬の確保も困難な状態である。

うべき小作料の一部をなし、この段階での請負者1日当労働報酬は107円~2,612円となり過去6ヶ年のうち共同出役の労賃確保に耐え得るのは40、43年の2ヶ年で、他はその年次の労賃評価額の12%~23%に相当する。

しかしこの数値は成園費+同利子額を小作料と擬制した場合で、さらにりんご作としての地代(普通畠)を加算し支払わなければならず、これを便宜的に10a当5,000円(共通畠評価額83,000円)1.4ha当70,000円と見積るとその支払い能力のあるのは40年だけで、この場合の労賃評価は2,034円である。

したがってこの限りでは他の年次は労賃部分を小作料支払いにまわす結果になり請負耕作は成立困難となる。

一方りんごは隔年結果の性格をもつて、経済的側面からその成立を検討するには最少限度3~4年の収支動向を必要とする。

④共同果樹園の5ヶ年収支を平均値について、理論的支

またO農家請負園地の場合は23a 小作料が39,644円(10a当17236円)で、これを委託者に支払い1日当労働報酬をみると1,014円で、地区労賃水準の下限で均衡する。

しかも上述の確保は両請負園地のような品種構成と樹令及び現行技術体系、収量、価格水準のもとでのことで、これが下降方向に変化するとたちまち危険にひんするのである。

したがって現在の小作料は理論的算定によるものでなく、請け負わせ側との要求の均衡点として普通畠の地代部分相当額が相場になっているとみられる。

このようにりんご作収益水準の低位な要因は種々考えられるが、主として自然的条件、就中気象の影響による収量、品質の変動、現行品種構成(主要品種:紅玉、国光)価格変動などの条件のほか手労働能率が低く、1労働当限界規模を小規模にとどめているからと考える。

したがって労賃、管理報酬、資本利子、地代の近代的収益分化が可能なほど生産力が高くない。

一方労賃水準は上昇の一途をたどり上述の関係は一層困難なものになり、それゆえ、今後にむかっては労働節約的な革新技術の導入、利用によって生産効率を上げなければならない。

このように、りんご作請負耕作を経営規模拡大の一方式として受けとめ、今日みられるような変則的請負小作料から適正小作料と請負者収益を確保するためには、現行の小農的技術体系のもとではやは限界に接近している。

こう考えたとき、りんご作経営の近代的収益分化の可能性についての検討が必要となってくるのである。

3 新技術体系による規模拡大と地代形成力

上述のようにりんご作経営も経営経済的に成立するためには、経済的内容を実現できる生産力をもつ技術体系とこれにみあう適正規模が必要であるが、現状では小農的技術を確実に上廻る機械化技術体系は完ぺきの段階ではない。

しかし最近の社会的経済的諸条件を背景に、摘果剤、落葉剤の普及がみられ、経営に定着しつつあるので、以下試験研究機関で開発された部分技術を現行体系に取り入れ体系化し、それが近代的な収益性をもちうるかどうかを検討することにしよう。

第16表は請負事例3のO農家をモデルに、機械共同利用と家族経営の混合形態を前提に水稻作技術体系は集団栽培を基調としたトラクターによる耕起代搾—稚苗田植機—除草剤—共同防除—バインダー方式とし、これに要する労働量を自家労働の限界稼働量から控除し、残労働量でりんご作の新技術を前提として、自作地のほかに技術的に可能な限界面積まで請負耕作を付加した場合を想定して計算したものである。

この中で、規模拡大(付加面積分)を規制するのは9月～10月にかけての稻作、りんご両部門の収穫期で、表註に示す条件を想定して負担可能面積を算定すると水田110aとりんご65a(現在成園55a、7年木10a)の自作地とりんご作61aだけ拡大可能となり合計りんご面積1.26haが限界となる。

第16表 O農家の新技術体系による自作地と請負地の地代形成額試算

| | | 自作地 | 想定請負地 | 計 |
|-------|--|----------|----------|------------|
| りんご面積 | | 65a | 61a | 126a |
| 粗収入 | | 803,738円 | 568,440円 | 1,372,178円 |
| 物貲費 | | 115,947 | 86,980 | 202,927 |
| 防除費 | | 94,452 | 88,639 | 183,091 |
| 減価償却費 | | 41,782 | 39,211 | 80,993 |
| 成園費 | | 42,310 | — | 42,310 |

| | | | |
|---------------|-----------------------|-----------------------------|--------------------------------|
| 租 税 公 課 | 2,516 | — | 2,516 |
| 資 本 利 子 | 37,961 | 11,122 | 49,083 |
| 自家労賃 | a 水準 または請負労働 報酬 | 179,562円 b シ c シ | 194,895円 233,874 272,853 |
| 10 a 当 | a 水準 b シ c シ | 44,493円 17,805 11,415 | 24,195円 17,805 11,415 |
| 平均地代 (小作料) | | 468,770円 | 236,659円 705,429円 |

- 註) 1. 上表の品種構成は自作地第10表と同じ、請負地は紅玉40%、国光25%、スタークリング17%、ゴールデン4%、インド4%、早生10%である。
2. 新技術体系は、岩手県樹農業振興計画書(昭43)によった。
3. 資本利子は年利率6.0%とし、投下資本額の1/2額に乗じて算定した。
4. a水準は労賃1時間当125円、bは150円、cは175円とした。
5. 請負園地の10a当小作料は成園費5,107円、同利子5,114円、地代7,128円で計17,349円である。
6. 成園費は標準成園費の80%とし、同利子は育成価×1/2×0.06とした。
7. 上表算定の技術的作業範囲は次のとおりである。

水稻 稚苗田植 5月10日～5月20日、刈取 9月15日～10月10日
稚苗田植機能率 10a当2.70時間、バインダー 10a当1.00時間
りんご 標準品種 スターキング
摘果 6月中旬～6月下旬、人工交配 5月上旬
収穫 10月中旬～下旬、摘果能率 10a当29.2時間
人工交配 10a当16.0時間、収穫 10a当30.0時間

現在モデル農家は10a当紅玉で250箱(4,500kg)、デリ系で150箱(2,700kg)、祝170箱(3,060kg)の高水準をあげているが、請負園地の場合はこの水準を期待することは不可能であろう。

その理由は請負に出されるような園地は粗放管理をしたもの、地力、樹勢などから2～3年間は収量、品質とも低位なこと及び園地分散からくる稼働時間の損失などから販売方法を現行どおり実施したとしても、10a当粗収益はかなり下廻るものと予想される。

また自作地の家族労賃は1時間当125円(1日当1,000円a水準とする、これは昭和42年の地域りんご労賃水準900～1,000円による)、請負の労働報酬はa水準のほか、管理報酬を加味し、1時間当150円、175円のb、c水準を設定して10a当小作料形成額(ないしは地代形成力)を試算したのである。

その結果10a当平均地代は表に示すとおり、請負労働報酬a水準では約2万4千円、b水準では1万7千円、c水準では1万1千円を形成し、現行技術段階と比較して収益力が高いことがわかる。

しかし、このりんご園の理論的小作料は10a当17,349円であり、労働報酬1時間当150円段階までは経済的に成立するが、175円のc水準では支払能力がなくなる。(1時間当125円水準であれば1時間当管理報酬27円が上積みされ、1時間当152円、1日当1,216円となる。)

以上の関係は収量、品質が現行水準に確保された場合のことでのし収量、品質が低下するならば、請け負い側はたちまち危機にひんするのであってこの確保が成立の重要な条件の一つとなる。

4 請負耕作の発生要因と成立条件

りんご作を含む永年性作物の請負耕作は単年作物の水稻などと異ってその発生は特殊な現象であることは前述したが、請負耕作の対象が水稻作に偏している一般的理由は次のようなものと考える。
すなわち

- 1) 技術的には労働力不足に対応して機械化、省力化が容易で労働生産性を高めやすい
- 2) 価格的には他作物より安定し高価である
- 3) 契約期間も1年更新でよく委託者も安心できる
- 4) 設備、施設投資でも生産性が高いので資本回収が容易である

などの点が考えられる。

これに対してりんご作をはじめとする永年性作物経営の場合は投機的性格をもっており、上述の性格と対照的で発生事例も少ないのである。

したがって請負化の容易な水稻作の深化が進行し、その後に条件変化しつつ永年性作物えと波及するであろう。

このようにみると、請負耕作の発生要因を限定された3事例のみで考察することは至難で、他部内での事例も含め集約する必要がある。

1) 発生要因

- a 委託者側の発生要因
 - a) 農業労働力の減少

請負耕作発生の主因をなすもので、他産業労働市場の拡大地域の発生件数の多いことからも理解される。

本県の場合は地元労働市場の拡大と、他の先進地域に所得を求める型及び、事例3のごとく経営の重点を他作目（この事例ではたばこ）に求めるためにりんご作の拡大を避ける型がある。

b) 小規模園地所有と低技術水準

本県りんご作の一戸当規模は30a未満が43%も有し、商品作物でありながら経営ウエイトは相対的に低位で、しかもこのような経営では低技術水準—低収益の悪循環を繰返している。

このような経営は、共防運営の中心をなす上層りんご作経営に支えられているのであって、経営の持続が困難になれば廃園か委託えの方向をたどるほかない。

c) 不安定兼業と低い兼業所得

兼業が季節的出稼ぎや日雇のごとき、不安定兼業の場合は勿論であるが、安定兼業でも相対的に賃金ベースの低さから農業所得と兼業所得の混合で生活を持続している状態で、不動産的性格をもつ園地の確保意欲はますます強く、これが請負耕作の発生要因となっている。

d) 土地価格の上昇

土地は祖先傳來の財産で、容易に売買されることはない。また現在のところ経済変動に影響される様式や投資信託よりも安全な財産であることを農家自から知っている。

b) 請負者側の発生要因

零細な経営規模の限りでは、年々向上する生活水準を維持することが困難で、この目標を達成するには兼業に就労するか、または経営規模を拡大充実するかのいづれかである。

ところで、経営規模の拡大方法には土地購入による拡大と、農家共同組織による土地を出資しての内部的集約経営による拡大の方法がある。

前者はいわゆる自立経営の指向であり、後者は共同化の方向で、いづれも規模拡大であるが、激動する現実社会では各経営間の条件が異なるため共同化方向も限界があって、私経済追究の最終は個別経営の自立化方向と考えられる。

しかし、規模拡大によって自立化方向をたどるとする論理があっても、現実には花巻市近辺の畠地価格は10a当15～20万円前後であり、この価格は零細規模農家の微弱な経済余剰では購入が至難で、さらに樹園地の造成、育成費などの資本投下を必要とするのである。

一方兼業えの就労方向を考えてみると、純農村地帯は他産業労働市場が狭少で、安定職種に定着することは少数で、他は不安定な出稼ぎ程度で、その殆んどが日雇的肉体労働で年令的にも制約される

のである。

以上のことから「出稼ぎ労賃に均衡」する請負作を求めるのである。

そしてまたこれを指向する農家は、それなりの栽培技術及び販売技術などの経営能力の高い農家階層であろう。

2) 成立条件

請負耕作が成立し継続されるためには、前項の発生要因とともに委託者側と請負者側の両者が満足する条件が必要である。

a 委託者側

a) 土地財産所有型が多く、短期間契約であること。

委託者は土地を財産として所有し、適時販売の自由を求めている。したがって短期間契約（一般的には1ヶ年程度）を要望する。

b) 委託することが、自作経営よりも経済的に有利であること。

b 請負者側

a) 請負側に経営意欲が高く、しかも基幹労働力が確保されていること。

b) 請負側は請負耕作によって利益が得られることまたは損失をこうむらないこと。

以上の2条件が基本で、この条件をさらに具体化すれば次のとおりである。

(a) 適正地代（小作料）であること

請負成立の重要な条件で、対象園地の適正な価値評価に相応して地代（小作料）を決定しなければならない。

この場合、標準育成費（成園費）、その利子額及び普通畠地としての地代の合算が上限で、一般にはこの標準を下廻わる地代となる。

(b) 請負りんご園の生産力が高いこと

生産力が高いことは請負者をして経済的に有利になるのは勿論であるが、こゝでは請負者が小作料支払い可能とするような生産力をもった圃場条件（分散、地力、品種構成、樹令、市場など）が要請される。

そしてこの生産力を形成する要因は種々あるけれども、その主要因は収量水準で（これが樹の価値を決定する）、この指標のもとに現在の生産、販売条件からその限界を検討すると紅玉、国光では標準収量対比 110～120%、デリ系、ゴール 70%、インド 90～100%以上の水準の園地でないと小作料の支払能力がない。

第17表 小作料支払い可能な水準指標

| 品種名 | 紅玉 | 国光 | スター | ゴール | インド | |
|---------------|----------|-----------------|---------------|----------------|----------------|----------------|
| 1箱当単価 標準対比 | 400円 | 450 | 900 | 800 | 800 | |
| 70% | 収量 金額 | 135箱 54,000円 | 121 54,450 | 94 84,600 | 142 113,600 | 110 88,000 |
| 80% | 収量 金額 | 154箱 61,600円 | 139 62,550 | 108 97,200 | 162 129,600 | 126 100,800 |
| 90% | 収量 金額 | 174箱 69,600円 | 156 70,200 | 121 108,900 | 183 146,400 | 142 113,600 |
| 100% | 収量 金額 | 193箱 77,200円 | 174 78,300 | 135 121,500 | 203 162,400 | 158 126,400 |

| | | | | | | |
|--------------------|------------|----------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| 110% | 収量 金額 | 212 箱 84,800 円 | 191 85,950 | 148 133,200 | 223 178,400 | 173 138,400 |
| 120% | 収量 金額 | 231 箱 92,400 円 | 209 94,050 | 162 145,800 | 243 194,400 | 189 151,200 |
| 県中部 10a当 費 用 | 生産費 小作料 | 67,782 円 16,384 円 | 80,968 17,341 | 63,580 16,394 | 95,746 16,738 | 99,315 16,738 |
| | 合計 | 84,166 円 | 98,309 | 79,974 | 112,484 | 116,053 |

- 註) 1. 標準収量(100%)は附表1を参考とし、各々その増減した場合について算定したものである。
 2. 県中部 10a当生産費は昭和43年度岩手県りんご共同生産共進会資料から当該地域数值を引用した。

(c) 契約期間が長期であること(最低5~6年)

一般的に請負耕作に出される園地は標準収量を下廻わるものが多いと考えられるが、これが経済性をもつためには経営者能力を十分活用しなければならない。

しかし果樹は永年作物なため短期間でこの水準まで改善することは困難で特に樹相改善と収量確保には結果枝形成が必要で、これが良園地でも結果の習性(植物生理)から最低3~4年必要とされている。

したがって3~4年で園地改善し、その後に収益を得る品種も多いので最低5~6年間での経済収支を問題とすべきで、この間の経済バランスの保持が経営者から要請される。

(d) 請負りんご園に関する耕作及び経営権などの自由裁量を認めること。

前述のごとく果樹作は高度の技術と投機性をもつゆえ、その経営者能力の水準が経営発展を支配することになる。

したがって請負園地の樹型、樹勢保持、品種更新、間伐などの生産条件に対してはかなりの自由裁量を認めないと園地のもつ能力及び販売手腕が十分發揮されずそれゆえ経済性も向上しないことになる。

V ま と め

以上岩手県にみられる果樹作(りんご)の請負耕作を県中部の3事例を研究対象に選定し、その発生動機と契約条件などを実態分析してきた、その結果、農業労働力の不足とりんご作の相対的低収益を背景として、共同防除からの離脱からくる共同防除組織運営上から発生したものであることが明らかになった。

次いで、りんご園全面請負耕作が個別経営発展にどのような役割を果たしうるか、その経済性、成立の条件について検討してきた。

しかし、検討の未熟さから十分吟味したとは考えられないが、まとめにあたりりんご作請負耕作の契約上特に留意すべき点を列挙してみたい。

1 請負耕作における契約条件の決め方

契約条件は請負耕作の持つ性格上、委託者と、受託者の相互均衡調和によって決定されるべきものであるが、その収益配分関係を理論的に示すなら次表のようになると見える。

請負者及委託者配分表

| 粗 収 益 生産物及副産物量×価額 (A) | 請 負 者 配 分 | | | | 委 託 者 配 分 | | |
|-----------------------------|------------|------|------------|------------|--------------------|------------------|----------------|
| | 物財費機械施設償却費 | 資本利子 | 労 働 及 管理報酬 | 合 計 (B) | 地 代 (A)-(B)=(C) | 成園費及育成費利子 (D) | 合 計 (C)+(D) |
| | | | | | | | |

1) 小作料

この中で問題となるのは、請負者配分の管理報酬及び委託者に配分される地代、成園費、育成費利子をめぐる配分である。

a 請負者の管理報酬は作業請負にみると、経営主体の指揮命令による一般労務と異なり、請負者の自己裁量による部分が大きく、普通労賃のほか、さらにそれを上廻る管理報酬あるいは、利潤が配分になるところに、この方式の経済的意義があるのであって、請負者本来の受取分である。

b 一般的に、例えば水稲の如き單年性作物では、委託者配分の(c)は、地代であるが、果樹作の場合の対象果樹園は、普通畑に樹木を所有した土地で、その地代の内容は、普通畑部分と果樹育成費用に対する混合地代的性格をもっている。したがって成園費と育成費利子は、委託者にとっては受取分であるが、請負者にとっては生産費用に見積らなければならない性格を有し、その見積の適不適は請負者配分率を支配することになる。

c 果樹園は、土地資本にさらに追加投資を行ったものと理解されるが、開園以降の資本投資及び管理作業の巧拙すなわち、経営者の技術水準の段階によって、果樹園の価値が異なる。したがって請負者が支払う成園費、育成費利子額は、この請負時点における果樹園の価値に基づき決定することが、理論的で、価値の決定は、2~3年間の収量水準を指標とする。この場合、当事者はもちろん、対象園地に熟知している共防技術班、及び農協指導員、普及員などによる検見評価が適切と考える。

d 配分される成園費の決定にあたっては検見法によって評価算出された対象園地の品種別収量水準をこの地区の品種別収量と対比して対象園地の比率を求める。一方地区標準地でありまた標準育成費が投下されたものとして、この標準育成費を既に算出した対象園地の比率でスライドして算出する。
(付表1、2、第16表)

2) 契約期間

成立の存続条件として、委託者は土地財産所有型では、短期契約は有利であるが、請負者からは契約期間が長期であること、(最低5~6年)が望ましい。これは一般的に請負耕作に出される園地は標準収量を下廻るものが多く、これが経済性をもつために経営者能力を十分發揮しなければならず、とくに永年作物で樹相改善と収量確保の結果枝形成が良園地でも最低3~4年要するためである。

3) 園地の取扱いに関する事項

前述のごとく、果樹作は高度な技術と投機性をもつゆえ、その経営者能力水準のウエートが大きい。したがって請負園地の樹型、樹勢保持、品種更新など生産条件に対してかなりの自由裁量を認めないと園地のもつ能力及び販売手腕が充分發揮されず経済性も向上しない。

2 新技術体系による規模拡大と地代形成力(請負耕作の経済性)

りんご作請負耕作を経営規模拡大の一方式として受けとめ適正小作料と請負者収益を確保するためには、現状技術体系のもとでは、もはや限界に近い。すなわち請負耕作が成立するためには、労賃、管理労働報酬、資本利子、地代の近代的収益分化が可能でなければならない。その可能性について、新技術を前提とし、自作地のほか技術的に可能な限界面積まで請負耕作を付加した場合を想定して検討した。(例 O農家)

- 1) 現在水田110aとりんご65aにりんご作61aだけ拡大が可能でりんご作面積は126aとなる。
- 2) 請負労働報酬は、a水準(1時間当125円)で24,195円、b水準(1時間当150円)で17,805

234 果樹請負耕作の成立条件に関する研究

円、c 水準(1時間当 175 円)で 11,415 円を形成し、労働報酬は現状より高くなるが、小作料は 10 a 当り 17,349 円であり、労働報酬 1 時間当たり 150 円までは経済的に成立するが、175 円の水準では支払能力がなくなる。現状では 1 時間当たり 150 円段階で算定される小作料 17,805 円が請負った場合の経済性を持つ限界点として理解される。(第 16 表)

3) この関係は、収量、品質が現行水準に確保された場合であって、収量、品質水準の確保が重要な条件となることはもちろんである。

以上のごとく、果樹作主としてりんご作の請負耕作を実施する場合に問題となる契約事項、小作料の経済的限界点などについて検討を加えてきたが、生産水準格差の大きい作目だけに、3 事例の分析のみで結論づけることはもともと困難なものである。

とくに、小作料算定の簡易化、技術係数の確定整理による契約期間などの具体的問題及び基本的問題としては、今日農業の社会経済性を背景とした近代的借地農の側面からの分析吟味などが今後の研究課題として残された問題点である。

VII 摘 要

1 本県におけるりんご作経営は、一般的に小規模で(40 次農林統計では 30 a 以上は 24.5%)複合経営の一部門として成立してきたが、最近の農業労働力の減少とりんご作の相対的収益性の低下からりんご作の粗放化、共防離脱の事例がみられ、共防組織運営上問題となっている。

2 この研究は、上記の社会的経済的条件を背景に発生したりんご園全面請負耕作についてその事例分析をおこない、個別経営発展にどのような役割を果たしているか、その経済性及び将来の展望、成立条件を中心に考察を加えようとしたものである。

3 ここでの請負耕作の定義は、「他人の所有に属する耕作の一部あるいは全部を一定の契約にもとづいて耕作して収益をうること」と理解する。

4 請負耕作に関する本県の実態は、いわゆるヤミ小作として水稻部門に多いが(岩手農林水産統計年報昭 41~42: 全面請負 200 件 64 ha、農作業請負、4.4 万件、2.5 万 ha)りんご作については永年性作物である特殊性、りんご価格の低迷から数事例しかみられない。

しかし、そのりんご園委託の動きは底流しているとみられる。

5 ここでは 3 事例を実態分析したが、その発生動機には一貫性がみられないが、委託者は他に所得源があり、土地財産管理に性格づけし請負者は共防規模の現状維持と労賃型兼業代替として性格づけている。

6 請負耕作の形態は分析 3 事例のうち、⑦共同果樹園は集団請負で、対象園地 1.4 ha を 4 農家で共同請負している。また T 農家、O 農家の事例は個別相対請負である。

7 その契約条件はりんご作の性格上全面請負で、耕作、経営権は請負者に委託され、自由裁量が認められているが、品種更新、間伐などのように園地の状態を一変させるような園地改造には両者の協議が必要とされている。

また契約の年限は 1 ~ 7 年までみられたが、その理由をみると、より土地価格上昇を待期する委託者ほど短期契約をのぞんでいる。

ヤミ小作料(あるいは要求地代)は 1 事例を除いて 5,000 円 ~ 6,000 円である。この水準は対象地区の普通畠評価額の年 6 分の資本利子に相当している。

以上契約項目としては(1)請負期間、(2)小作料、(3)園地取扱いの 3 項目が中心であり、契約書によるもの 2、口頭 1、農協仲介 2 となっている。

8 一方経済効果をみると、⑦共同果樹園では昭和 43 年 1.4 ha 当収益は(粗収入 - 直接現金支

出) 388,808 円(10 a 当 27,772 円) 出役労働 1 日当 1,300 円で、1 戸当平均 52,825 円、O 農家では 30 a 当 69,558 円(10 a 当 23,186 円) 自家労働 1 日当 927 円、O 農家では 23 a 当 97,329 円(10 a 当 42,316 円) 自家労働 1 日当 1,144 円で、これらは地区一般労賃水準の下限にあたる。

9 以上の限りで請負者側から成立見通しをすると、5 年前後の契約期間と品種構成の適正(ここでの適正とは紅玉、国光で 50% 程度で他にデリ系、その他の構成)及び園地の自由裁量が認められるのであれば普通畠水準の小作料でも成立しうるが、各事例の契約小作料は普通畠水準で、果樹作本来のものでない。

10 すなわち果樹作の理論的小作料は、普通畠としての地代+成園費+育成費利子が加算されたものと理解され、その受、委託者配分関係はⅣ-2 に示したとおり、また小作料は生産量を中心とした理論標準値と受託園地の価値評価との関係から決定されるべきである。

11 したがって今後りんご請負耕作が適正小作料のもとで規模拡大の方式として定着するためには、一般的には現行技術体系では収益力が微弱でほぼその限界に近い。

そこで、O 農家をモデルに実用化されつつある部分的新技術を体系化し、水稻作及びりんご作両部門に適用して試算すると、規模は水田 110 a とりんご園 126 a(自作地 65 a、請負地 61 a)に拡大可能となりかつ請負者の労働報酬に管理報酬を加算した 1 時間当 150 円段階まではこの品種構成との関係から算定された小作料 17,349 円を支払う能力があり、これが経済性の限界点である。

12 以上の経済性の見通しの上に次のような要因と成立条件が必要である。

委託者は基幹的労働力が減少し、技術水準が低下するが、兼業収入低位で不安定で、土地を手ばなさず、財産として所有している。

請負者は小～中規模経営で、かつ農外兼業に依存しうる技術及び身体的条件をもっていなく、土地購入も不可能である。

委託者は(1)りんご園を土地財産所有型が多く、短期契約をのぞみ、さらに(2)委託することが自作経営よりも経済的に有利であることである。

(3)請負者は基幹労働力を保有し、(4)請負耕作によって利益をうることが成立の条件となるが、そのため、(5)りんご園の生産力が高く(分散、地力、品種、樹令)、(6)契約期間が長期であること(最低 5～6 年、これは請負者の能力が発揮される最小限度と考える)、(7)園地に関しては自由裁量であること、(樹型、間伐、品種更新)、(8)受託園地の価値評価に見合った適正小作料であること。

参 考 文 献

- 1 農林省中国農試：中国農業試験場報告 C 第 14 号 昭 42
- 2 岩手県：岩手県果樹農業振興計画書 昭 43
- 3 農林省：農畜産業用固定資産評価標準 昭 42
- 4 富民協会：農業と経済 昭 41-10、昭 42-9
- 5 総合農業研究所：農業総合研究 vol 21 №3 昭 42
- 6 農林省岩手統計調査事務所：岩手農林水産統計年報 昭 41-42
- 7 農業技術研究所経営土地利用部：農業経営通信 1968-2
- 8 白川清：農業経済の価格理論 御茶ノ水書房 昭 37
- 9 八重樫、他：岩手県農業試験場研究報告 第 12 号 P 104～157
- 10 佐藤、八重樫：東北農業研究第 8 号 P 247～250
- 11 岩手県農業会議：田、畠壳買価格に関する調査 昭 43

236 果樹請負耕作の成立条件に関する研究

12 岩手県農業共済組合連合会：りんごの樹令別標準収穫量

13 永沢勝雄、森英男編：果樹栽培の新技術 朝倉書店 P 145～P 150

付表1 県中部における品種別、樹令別標準収量 (単位: 10a当箱)

| 品種 樹令 | 紅玉 | 国光 | デリ系 | ゴール | インド |
|----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 5年 | 39 | 31 | 0 | 36 | 28 |
| 8 | 35.6 | 11.2 | 6.8 | 13.1 | 10.2 |
| 11 | 135.0 | 94.4 | 27.1 | 110.4 | 85.9 |
| 14 | 173.9 | 149.1 | 47.4 | 174.4 | 135.7 |
| 17 | 184.6 | 153.7 | 81.2 | 179.8 | 139.9 |
| 20 | 190.2 | 156.3 | 108.3 | 282.9 | 142.2 |
| 23 | 192.9 | 173.6 | 121.8 | 203.1 | 158.0 |
| 26 | 193.4 | 174.1 | 135.4 | 203.7 | 158.4 |
| 29 | 193.4 | 174.1 | 135.4 | 203.7 | 158.4 |
| 32 | 193.4 | 174.1 | 135.4 | 203.7 | 158.4 |
| 35 | 192.3 | 174.1 | 132.7 | 203.7 | 158.4 |
| 38 | 189.4 | 171.5 | 128.6 | 200.7 | 156.1 |
| 41 | 184.6 | 168.6 | 124.6 | 197.3 | 153.4 |
| 44 | 181.7 | 164.9 | 120.5 | 192.9 | 150.0 |
| 47 | 178.6 | 161.1 | 116.4 | 188.5 | 146.6 |
| 50 | 175.4 | 157.9 | 112.4 | 184.7 | 143.7 |
| 53 | 172.6 | 155.3 | 108.3 | 181.7 | 141.3 |
| 56 | 169.7 | 152.7 | 101.6 | 178.7 | 139.0 |
| 59 | 166.6 | 149.9 | 94.8 | 175.4 | 136.4 |
| 62 | 163.7 | 147.3 | 88.0 | 172.3 | 134.0 |

註) この表は岩手県農業共済組合連合会資料から作成した。

付表2 農畜産業用固定資産評価標準 (単位: 10a当)

| 品種名 | 統調名 | 育成期間 | 調査対象地 | 育成価 | 成園費 |
|-----|-----|--------|--------|----------|--------|
| 祝 | 岩手 | 9年 | 盛岡市太田 | 152,500円 | 5,648円 |
| 旭 | 青森 | 9年 | 青森県 | 237,200 | 8,785 |
| 紅玉 | 岩手 | 9年 | 盛岡市太田 | 169,300 | 6,270 |
| 国光 | 岩手 | 10～11年 | 盛岡市太田 | 184,100 | 6,818 |
| スター | 岩手 | 10年 | 盛岡市太田 | 165,000 | 6,444 |
| インド | 岩手 | 10年 | 盛岡市太田 | 160,800 | 6,280 |
| ゴール | 秋田 | | 秋田県平鹿町 | 175,100 | 6,485 |

註) 昭和42年農林省より抜萃